

## (4) みなし製造場数

区 分	びん詰のためのもの		販売の便宜 のためのもの	輸出のため のもの	そ の 他 の も の		計
	自己の製造 した酒類の びん詰場	共同の びん詰場			設置許可を 受けたもの	設置許可を 受けないもの	
総 数	内3 3	-	内5 12	内10 101	内5 9	-	内23 125
清 酒	3	-	5	10	6	-	内19 24
合 成 清 酒	-	-	-	5	-	-	5
しょうちゅう	甲 類	-	-	5	-	-	5
	乙 類	-	-	2	5	1	8
み り ん	-	-	1	5	-	-	6
ビ ー ル	-	-	-	7	-	-	内3 7
果 実 酒 類	-	-	1	13	-	-	14
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	16	-	-	内1 16
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	12	1	-	13
リ キ ュ ー ル 類	-	-	1	8	1	-	10
雑 酒	-	-	2	15	-	-	17

調査対象： 酒税法第28条(未納税移出)第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数

調査時点： 平成16年3月31日

(注) 「総数」欄及び「計」欄の内書は、実蔵置場数である。

用語の説明： みなし製造場とは、酒税法において、製造場とみなされる場所をいう。

(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数			左のうち1年以上引き続き 休止している 販売場数
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に条件が付されていないもの		
			卸売割合が50%以上又は卸売数量 が270kl(ビール卸売業にあっては 120kl)以上のもの	そ の 他	
	者	場	場	場	場
卸売方法に限る旨の条件が付されていないもの及び 卸売方法に条件が付されているもの 全酒類 洋酒類 輸出入酒類 自製酒類 その他酒類 合計のうち 小売業者の共同購入販売機関 卸売業者の共同購入販売機関 製造者の共同購入販売機関	90	19	66	121	10
	4	6	2	23	2
	3	3	-	5	1
	6	5	6	1	2
	5	7	6	2	-
	-	-	-	-	-
	-	-	6	-	-
	-	-	3	-	-
	5	7	15	2	-
	-	-	-	1	-
	108	40	89	153	15
	9	5	5	-	-
	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-

区 分	小 売 販 売 業 者 数	小 売 販 売 場 数	左のうち1年以上引き続き 休止している販売場数
	者	場	場
条件が付されていないもの 全酒類 その他 合計 媒介業 代理業	3,744	4,764	139
	52	134	-
	1	1	-
	3,797	4,899	139
	20	28	6
	236	316	9
	-	-	-
	28	115	-
	683	687	-
	967	1,146	15
	4,764	6,045	154
3	10	3	
-	-	-	

調査対象： 酒税法第9条(酒類の販売業免許)の規定により、酒類の販売業の免許を受けている販売業者数及び販売場数

調査時点： 平成16年3月31日

(注) 1 「販売業者数」欄には、支店、出張所又は荷扱所等の販売場を有するものについては、本店の所在地についてだけ1者として掲げている。

2 免許に付された販売する酒類の範囲についての条件が2以上の種類(全酒類を除く)にまたがっている場合は、年度内における販売数量の多いものの欄にのみ1場として掲げている。

用語の説明： 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。